

# 第146回定時株主総会 招集ご通知

日時 令和元年6月27日（木曜日）  
午前10時（受付開始：9時30分）  
場所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
新大手町ビルディング 3階341区  
当社会議室

本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 栗林商船株式会社

（証券コード 9171）

### ○目次

第146回定時株主総会招集ご通知	1
------------------	---

### 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	2
第2号議案 取締役9名選任の件	3
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	7
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	8
第5号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う当社の 取締役および監査役に対する退職慰労金 打切り支給の件	9
第6号議案 取締役および監査役に対する譲渡制限付株式 の割当てのための報酬決定の件	11

### 添付書類

#### 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	14
2. 会社の株式に関する事項	20
3. 会社の新株予約権等に関する事項	20
4. 会社役員に関する事項	21
5. 会計監査人の状況	23
6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の 運用状況	24

連結計算書類	29
--------	----

計算書類	41
------	----

監査報告書	50
-------	----

### 第146回定時株主総会会場ご案内略図

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
栗 林 商 船 株 式 会 社  
代表取締役社長 栗 林 宏 吉

## 第146回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第146回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和元年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和元年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
新大手町ビルヂング 3階341区 当社会議室

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第146期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第146期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役9名選任の件  
**第3号議案** 補欠監査役1名選任の件  
**第4号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件  
**第5号議案** 役員退職慰労金制度の廃止に伴う当社の取締役および監査役に対する退職慰労金切り支給の件  
**第6号議案** 取締役および監査役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- 
1. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.kuribayashishosen.com>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
  2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への配当を最重要課題の一つと認識しており、可能な限り安定した配当を継続していくことを基本方針としております。期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、また、平成31年3月29日に設立100周年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1)株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式 1株につき金12円 総額151,043,100円  
(うち、普通配当6円、記念配当6円)
  
- (2)剰余金の配当が効力を生じる日  
令和元年6月28日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となります。つきましては、改めて取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<small>くりばやし さだとも</small> 栗林定友 （大正15年） （1月3日生） 再任	1,992,410株	昭和27年4月 当社入社 同 11月 当社取締役 昭和32年3月 当社専務取締役 昭和35年11月 当社代表取締役専務取締役 昭和37年5月 当社代表取締役社長 平成7年6月 当社代表取締役会長 現在に至る
取締役候補者とした理由 長年多岐に渡る事業分野から構成される当社グループ事業全般に精通しており、経営に関する高い見識を有し、その豊富な経験と実績から当社グループ全体の発展に貢献しております。その実績、能力、豊富な経験と知見を活かすことにより、取締役会の実効性の確保・向上が期待でき、当社グループの持続的・革新的成長とさらなる企業価値向上につながると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
2	<small>くりばやし ひろよし</small> 栗林宏吉 （昭和33年） （12月16日生） 再任	57,078株	昭和57年4月 当社入社 昭和60年6月 当社取締役関連事業部長 平成元年6月 当社常務取締役総務・経理担当、関連事業部長 平成2年10月 当社代表取締役専務取締役社長補佐・総務・経理担当・関連事業部長 平成4年6月 当社代表取締役副社長社長補佐・管理本部長・関連事業部長 平成5年7月 当社代表取締役副社長社長補佐・全般統括 平成7年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
取締役候補者とした理由 長年、当社グループ全体の経営の指揮を執り、その卓越したリーダーシップにより、当社グループ全体の発展を推進し、事業拡大を図り、中長期にわたる成長のための戦略策定と実行、業績について十分な成果を上げております。経営に関する高い見識、実績、能力等、豊富な経験と知見を活かすことにより、取締役会の実効性の確保と向上が期待でき、当社グループの持続的・革新的成長とさらなる企業価値向上につながると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	神田 良夫 (昭和30年 1月29日生) 再任	1,000株	平成3年9月 当社入社 栗林近海汽船(株)出向 平成11年7月 当社第二営業部副部長 平成12年4月 栗林物流システム(株)出向 平成16年4月 当社苫小牧支社長 平成18年6月 当社取締役苫小牧支社長 平成19年10月 当社取締役苫小牧支社長兼釧路支社長 平成21年6月 当社取締役第二営業部長兼室蘭支店管掌 平成23年7月 当社取締役第二営業部長兼室蘭支店管掌 平成26年7月 当社取締役第二営業部長兼室蘭支店管掌 平成27年6月 当社常務取締役第二営業部長兼室蘭支店管掌 同 11月 当社常務取締役第二営業部長兼釧路支社・苫小牧支社・室蘭支店管掌 平成29年6月 常務取締役第二営業部長兼北海道地区管掌 平成30年6月 常務取締役第二営業部長兼北海道地区管掌 現在に至る
取締役候補者とした理由 当社の不定期船部門を指揮し、その豊富な経験と実績でグループ全般の不定期船業務を担当しております。その高度な専門性と経営に関する見識を活かすことにより、取締役会の実効性の確保・向上と当社グループの企業価値向上につながると判断し、引き続き取締役候補者としました。			
4	小柳 圭治 (昭和33年 10月8日生) 再任	2,000株	昭和56年9月 当社入社 同 12月 トナン SHIPPING(株)出向 平成5年7月 当社釧路支社長 平成11年7月 当社苫小牧支社長 平成13年7月 当社第一営業部副部長 平成14年4月 栗林物流システム(株)出向 平成15年7月 当社総務部副部長 平成16年7月 当社総務部部長代理 平成19年6月 当社総務部長 平成20年6月 当社取締役総務部長 現在に至る
取締役候補者とした理由 営業部門全般と支社の営業管理部門の経験を有しており、平成15年以降総務・人事部門を中心に間接部門全般の業務を担当しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、取締役会の実効性の確保・向上と当社グループの企業価値向上につながると判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	小谷均 (昭和32年 3月23日生) 再任	1,000株	平成14年 2月 当社入社 平成16年 7月 当社経理部副部長 平成18年 7月 当社経理部部長代理 平成25年 7月 当社経理部部長 平成26年 6月 当社取締役経理部長兼関連事業部長  現在に至る
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>経理・財務部門の実績と経験および関連事業部門のマネジメント経験他、内部統制に関する見識を有しております。その実績、専門性およびグループ会社の経営に関する見識を活かすことにより、取締役会の実効性の確保・向上と当社グループの企業価値向上につながると判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>		
6	稲田博久 (昭和33年 4月8日生) 再任	2,600株	昭和63年 2月 当社入社 トナン SHIPPING(株)出向 平成12年 4月 栗林物流システム(株)出向 平成20年 6月 同社取締役 平成21年 6月 当社理事船舶部部长 栗林マリタイム(株)出向 平成29年 6月 当社取締役船舶部長  現在に至る
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>子会社の外航部門の営業経験を有しており、平成21年から船員労務、船舶管理全般を担当しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、取締役会の実効性の確保・向上と当社グループの企業価値向上につながると判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>		
7	栗林広行 (平成2年 10月26日生) 再任	5,000株	平成27年 10月 当社入社 平成28年 4月 当社第二営業部部长 平成29年 6月 取締役第二営業部部长 平成30年 6月 当社取締役第一営業部部长  現在に至る
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>内航不定期船舶部門から内航定期船舶部門の営業を担当し、併せて新規事業開拓と全社的な業務改革にも取り組み成果を上げています。その実績、経験、経営に関する見識をグループ全体の経営にも活かすことにより、取締役会の実効性の確保・向上と当社グループの企業価値向上につながると判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
8	<small>くすのき</small> <small>はじめ</small> 楠 肇 (昭和33年 4月22日生) 新任	一株	昭和54年10月 日本通運(株) 入社 平成22年10月 大井国際輸送支店長 平成28年4月 海運事業支店統括事業部部长 同 5月 日本海運(株) 休職派遣 取締役 平成30年5月 日本海運(株) 常務取締役 同 10月 当社入社 常勤顧問  現在に至る
取締役候補者とした理由 長年物流業界に精通し、港湾代理店業務から国際貨物輸送に至る豊富な専門知識と経験を有するとともに、海運会社の取締役も経験しております。その実績、経験、専門性、経営に関する知識を活かすことにより、取締役会の実効性の確保・向上と当社グループの企業価値向上につながると判断し、新たに選任をお願いするものであります。			
9	<small>おおかわ</small> <small>こうじ</small> 大川 康治 (昭和20年 10月13日生) 再任・独立・社外	一株	昭和45年4月 (株)日本興業銀行入行 平成9年6月 同行外国為替部長 平成12年1月 日本マリンテクノ(株)取締役財務担当最高責任者(CFO)  平成15年9月 (株)産業再生機構顧問 平成17年5月 辻・本郷税理士法人シニアアドバイザー (現任) 平成18年4月 コーポレート・ドクター(株)代表取締役 (現任) 平成20年6月 ヤマトホールディングス(株)監査役 平成27年6月 当社社外取締役 (現任)  (重要な兼職) 平成18年4月 コーポレート・ドクター(株)代表取締役 (現任)  現在に至る
社外取締役候補者とした理由 金融機関および税理士法人等の経験を通じて長年の企業経営に関する豊富な経験と高い見識および専門性に基づき、当社の経営に中立的、客観的な視点から有効的な発言を適宜行っており、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。			

- (注) 1. 各候補者と会社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社と大川康治氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。大川康治氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。当該責任限定が認められるのは、同氏が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
3. 大川康治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は同氏を独立役員に指定しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の員数が欠けた場合に備えて、補欠の社外監査役として和田芳幸氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴および重要な兼職の状況
和田芳幸 (昭和26年 3月2日生) 再任	3,000株	昭和52年 6月 監査法人中央会計事務所入所 昭和63年 6月 同所代表社員就任 平成12年 7月 同所事業開発本部長就任 平成15年 5月 同所事業開発担当理事就任 平成19年 8月 太陽ASG監査法人(現、太陽有限責任監査法人)入所、代表社員 平成28年 8月 和田会計事務所 所長(現任)  現在に至る
補欠の社外監査役候補者とした理由 和田芳幸氏を社外監査役の補欠として選任する理由は、長年に亘り当社の会計監査人として監査を行い、現在は和田会計事務所の代表として、様々な会社の会計監査を行い、公認会計士として高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有しており、補欠の社外監査役として適任と思料したからであります。		

(注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

2. 和田芳幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

**第4号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって退任される専務取締役小杉眞氏および常務取締役阿部英之氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
小杉 眞 <small>こすぎ まこと</small>	平成18年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 平成27年6月 当社専務取締役  現在に至る
阿部 英之 <small>あべ ひでゆき</small>	平成18年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役  現在に至る

**第5号議案** 役員退職慰労金制度の廃止に伴う当社の取締役および監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しを行い、本年5月21日開催の当社取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを、決議いたしました。

これに伴い、第2号議案のご承認が得られますと重任となります取締役8名および監査役3名に対し、本総会終結の時までの労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、株主の皆様のご賛同を得て当社役員退職慰労金規程に基づき退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

支給の時期につきましては各氏の退任時といたしたく、具体的金額、支給の方法等は、取締役については当社取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

また、当社役員退職慰労金規程につきましては、本店に備え置き、株主の皆様の閲覧に供しております。

なお、打切り支給の対象となる各氏の略歴は以下のとおりであります。

氏 名	略 歴
栗 林 定 友 <small>くりばやし さだとも</small>	昭和27年11月 当社取締役 昭和32年3月 当社専務取締役 昭和35年11月 当社代表取締役専務取締役 昭和37年5月 当社代表取締役社長 平成7年6月 当社代表取締役会長  現在に至る
栗 林 宏 吉 <small>くりばやし ひろよし</small>	昭和60年6月 当社取締役 平成元年6月 当社常務取締役 平成2年10月 当社代表取締役専務取締役 平成4年7月 当社代表取締役副社長 平成7年6月 当社代表取締役社長  現在に至る
神 田 良 夫 <small>かんだ よしお</small>	平成18年6月 当社取締役 平成27年6月 当社常務取締役  現在に至る
小 柳 圭 治 <small>こやなぎ けいじ</small>	平成20年6月 当社取締役  現在に至る

氏名	略歴
こたに ひとし 小谷 均	平成26年6月 当社取締役 現在に至る
いなだ ひろひさ 稲田 博久	平成29年6月 当社取締役 現在に至る
くりばやし ひろゆき 栗林 広行	平成29年6月 当社取締役 現在に至る
おおかわ こうじ 大川 康治	平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る
さかうえ たかし 坂上 隆	平成29年6月 当社社外監査役（常勤） 現在に至る
ひろわたり てつ 廣渡 鉄	平成18年6月 当社社外監査役 現在に至る
いとう かずやす 伊藤 一泰	平成25年6月 当社社外監査役 現在に至る

## 第6号議案 取締役および監査役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成3年6月27日開催の当社第118回定時株主総会において、月額1,500万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、また、当社の監査役の報酬額は、昭和62年6月26日開催の当社第114回定時株主総会において、月額300万円以内として、それぞれご承認いただいております。

今般、当社は、当社の取締役および監査役（以下、総称して「対象役員」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象役員に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象役員の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役および監査役の報酬額とは別枠として、対象役員に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、当社の取締役については年額5,000万円以内（うち社外取締役1,000万円以内）、当社の監査役については年額500万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象役員の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は10名（うち社外取締役1名）、当社の監査役は3名（うち社外監査役3名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、当社の取締役は9名（うち社外取締役1名）、当社の監査役は3名（うち社外監査役3名）となります。

## 記

対象役員に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

### 1.譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象役員に対し、当社取締役会決議および当社の監査役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象役員は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象役員が、上記の現物出資に同意していることおよび下

記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2.譲渡制限付株式の総数

対象役員に対して割当てする譲渡制限付株式の総数は、当社の取締役については125,000株（うち社外取締役25,000株）、当社の監査役については12,500株を、各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てする譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象役員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員は、譲渡制限付株式の割当てを受けた時点において有していた当社の取締役または監査役の地位から退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象役員に割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、譲渡制限付株式の割当てを受けた時点において有していた当社の取締役または監査役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、譲渡制限付株式の割当てを受けた時点において有していた当社の取締役または監査役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象役員が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに譲渡制限付株式の割当てを受けた時点において有していた当社の取締役または監査役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が譲渡制限付株式の割当てを受けた時点において有していた当社の取締役または監査役の地位を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## 添付書類

**事業報告**

(自 平成30年 4月 1日)  
(至 平成31年 3月31日)

**1. 企業集団の現況に関する事項****(1) 事業の経過およびその成果**

当連結会計年度における我が国経済は、人手不足を背景に雇用・所得環境が改善しましたが、個人消費に力強さはみられず、企業収益も海外の不安定な政治・経済情勢に左右され、年度末には息切れとなりました。海外においても、各地域で抱える問題の解決には至らず、問題を先送りした一年となり、先行きに予断を許さない状況にあります。

この様な経済情勢の中で当社グループは、海運事業においては、北海道定期航路では大宗貨物の紙製品の減少や自然災害による影響がありましたが、10月より原油価格が下落に転じ、燃料費が減少したことで減益幅が縮小いたしました。近海航路では市況は弱含みでありましたが、概ね堅調に推移いたしました。

ホテル事業においては、訪日外国人客数の増加を背景に経営環境は堅調であります。耐震補強工事と客室改装による客室減室、自然災害による影響もあり、減収・減益となりました。

不動産事業は概ね順調に推移いたしました。

事業セグメント毎の業績概況は次のとおりであります。

**(海運事業)**

海運事業の内、北海道定期航路では、昨年5月末に航路改編を行い、清水への定期航路開設と大阪への増便を開始し、雑貨や商品車両の集荷に積極的に取り組みましたが、第2四半期までは燃料油の上昇や、相次いで発生した台風や北海道胆振東部地震の影響で収益は落ち込みました。しかし、10月以降は原油価格が下落に転じて燃料費が減少したこと、気象が安定し順調に配船が出来たことから輸送量が堅調に推移し、収益が回復したことで減益幅は縮小いたしました。近海航路については市況は回復基調にあるものの収益力は弱含みの状況が続いておりますが、三国間定期航路については堅調に推移いたしました。これらの結果、売上高は前年度に比べて18億4千7百万円増(4.3%増)の449億4千2百万円となり、営業費用は前年度に比べて18億6千8百万円増(4.5%増)の435億5千2百万円で、営業利益は前年度に比べて2千1百万円減(1.5%減)の13億8千9百万円となりました。

#### (ホテル事業)

訪日外国人個人旅行客の増加や好調な国内需要を背景に経営環境は概ね堅調に推移しておりますが、今年度を実施した耐震補強工事と客室改装によって一時的に客室が減室したこと、相次ぐ自然災害による訪日外国人の一時的な減少、北海道胆振東部地震による多量の宿泊キャンセルや国内外のツアー客の減少によって、売上高は前年度に比べて2億2千1百万円減(9.8%減)の20億4千6百万円となり、営業費用は前年度に比べて8千5百万円減(4.1%減)の19億9千8百万円で、営業利益は前年度に比べて1億3千5百万円減(74.0%減)の4千7百万円となりました。

#### (不動産事業)

前年度と同様に順調に推移しており、売上高は前年度に比べて8百万円減(1.2%減)の6億7千9百万円となり、営業費用は前年度並みの3億9千1百万円で、営業利益は前年度に比べて6百万円減(2.1%減)の2億8千7百万円となりました。

以上の結果、売上高が前年度に比べて16億1千8百万円増(3.5%増)の475億8千8百万円、営業利益が前年度に比べて1億6千3百万円減(8.7%減)の17億2千4百万円、経常利益が前年度に比べて7千9百万円減(4.0%減)の19億2千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が前年度に比べて1億8百万円増(7.1%増)の16億3千7百万円となりました。

#### 【次期の見通し】

次期連結業績につきましては、海運事業は、北海道定期航路では取引先の製紙メーカーの北海道内の工場の縮小が発表されていることから、これを補う貨物の確保に努めるとともに、省エネで競争力のある船隊へのリプレースを進め、営業サービスの拡充に努めます。近海航路においては、台湾/上海間の在来定期サービスを軸に、安定した収益確保に努めます。

ホテル事業は、リニューアルした新客室を活用して宿泊人員の増加を目指すとともに、顧客獲得のための商品造成や料金設定、きめ細かな予約コントロールを実施いたします。

不動産事業は、継続して安定した利益を確保いたします。

この結果、前年度に比べて5億8千8百万円減(1.2%減)の470億円、営業利益は前年度に比べて5億2千4百万円減(30.4%減)の12億円の営業利益を予想し、経常利益も前年度に比べて4億2千6百万円減(22.1%減)の15億円の経常利益を予想しております。

## (2) 対処すべき課題

### ①グループ各社との連携

グループ各社の果たすべき役割の明確化、営業活動の連携強化を図り、新規荷主および貨物を常に開拓するとともに、適正な船隊構成の確立を図ります。

### ②効率的な運航形態の追求

CO<sub>2</sub>削減など環境保全の面からも、定時入出港、運航頻度に応じた適正な配船計画を行い、より効率的な運航形態を追求します。

### ③内部統制の強化

グループ各社のリスク管理体制を確立し、業務および財務などにおける全社的な内部統制を行い、適宜見直すことで、業務の適正を確保して不祥事の発生を防止します。

### ④主要船舶の代替建造

当社の主要航路に配船しているRORO船には、代替建造の時期を迎えている船舶があります。こうした船舶の保守・管理は、コストを抑え効率的に対応していますが、今後の新造船建造計画に関しては、荷主、グループ各社など関係各社と打ち合わせを行い、最適な形で設備の更新を検討します。

### ⑤人材の確保

近年、船員の高齢化が進んでおり、若年船員の確保が急務になっています。新人船員の教育・指導をはじめ、インターンシップ等をさらに推進することにより、陸上職員（現業・事務職）も併せて優秀な人材を確保します。

### ⑥金利の変動

当社グループの設備・運転資金は主に金融機関から調達しています。今後の景気動向によって調達金利が収益に大きな影響を与えないよう、金利の固定化や資金調達の多様化を進めます。

### ⑦安全対策の強化

グループ各社は、船舶運航、港湾荷役、車両運行などの業務遂行における安全の確保に努めています。各種保険、安全管理規程、安全作業基準、災害対策マニュアルなどの安全対策を適宜見直し、不慮の事故や大規模な自然災害の発生時にも事業を継続できる体制の構築を目指します。

## (3) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

(9) 企業集団の財産および損益の状況の推移

項 目	期 別	第143期	第144期	第145期	第146期(当連結会計年度)
		(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
売 上	(百万円) 高	44,387	44,358	45,969	47,588
経 常 利 益	(百万円) 益	1,783	2,373	2,006	1,926
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,104	910	1,529	1,637
1株当たり当期純利益	(円)	87.71	72.31	121.48	130.11
総 資 産	(百万円) 産	54,236	52,900	54,966	56,935
純 資 産	(百万円) 産	15,825	17,649	20,430	21,452

(注) 1. 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 第146期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## (10) 重要な親会社および子会社の状況

## ①親会社との関係

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
共栄運輸株式会社	36 <sup>百万円</sup>	64.61 ( 4.30) <sup>%</sup>	海運業
共栄陸運株式会社	20	100.00 (100.00)	//
三陸運輸株式会社	93	84.47 ( ー)	//
三陸輸送株式会社	21	100.00 (100.00)	//
栗林物流システム株式会社	84	100.00 ( ー)	//
CLOVER MARITIME S.A. (パナマ)	\$1,000	100.00 (100.00)	//
大和運輸株式会社	80 <sup>百万円</sup>	64.65 ( 36.30)	//
栗林運輸株式会社	156	73.98 ( 0.15)	//
八千代運輸株式会社	50	100.00 (100.00)	//
株式会社ケイセブン	97	51.28 ( 25.64)	//
栗林マリタイム株式会社	10	100.00 ( ー)	//
株式会社登別グランドホテル	100	89.92 ( 6.18)	ホテル業
株式会社セブン	70	100.00 ( ー)	不動産業

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。  
 2. 出資比率欄の ( ) 内は当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しております。  
 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (11) 主要な事業

当社グループは、海運事業を主な事業としており、併せてホテル事業、不動産事業を営んでおります。

## (12) 主要拠点等

当社本社 東京都千代田区

国内事業拠点 当社釧路支社（北海道釧路市）、当社苫小牧支社（北海道苫小牧市）、当社室蘭支店（北海道室蘭市）、当社仙台営業所（宮城県仙台市）、栗林運輸株式会社（東京都港区）、三陸運輸株式会社（宮城県塩竈市）、大和運輸株式会社（大阪府大阪市）、共栄運輸株式会社（北海道函館市）、栗林物流システム株式会社（東京都千代田区）、株式会社登別グランドホテル（北海道登別市）

## (13) 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	備 考
現 業 従 業 員	537名	15名	
事 務 従 業 員	501名	19名	
計	1,038名	34名	

(注) 上記現業従業員の従業員数には、23名の契約社員が含まれ、事務従業員の従業員数には、19名の契約社員およびパートが含まれております。

## (14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,715 <small>百万円</small>
株 式 会 社 北 洋 銀 行	2,512
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,463
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,223
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,809
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,201

(注) 百万円未満は切捨てて表示しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況

発行済株式の総数	12,586,925株 (自己株式152,771株を除く)
資本金	1,215,035,325円
株主数	1,073名 (対前期末比57名増)
単元株式数	100株

### (2) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
栗林定友	1,992 <sup>千株</sup>	15.82 <sup>%</sup>
三井住友海上火災保険株式会社	1,063	8.44
王子ホールディングス株式会社	829	6.58
日本製紙株式会社	829	6.58
株式会社日本製鋼所	819	6.51
栗林英雄	685	5.44
東京海上日動火災保険株式会社	662	5.25
三井住友信託銀行株式会社	562	4.46
株式会社みずほ銀行	443	3.52
株式会社栗林商会	350	2.78

(注) 千株未満は切捨てて表示しております。  
持株比率は、自己株式(152,771株)を控除して計算しております。

### (3) その他株式に関する重要な事項

特記事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	栗 林 定 友	
代表取締役社長	栗 林 宏 吉	
専 務 取 締 役	小 杉 眞	社長補佐
常 務 取 締 役	阿 部 英 之	経理部管掌兼関連事業部管掌
常 務 取 締 役	神 田 良 夫	第二営業部長兼北海道地区管掌
取 締 役	小 柳 圭 治	総務部長
取 締 役	小 谷 均	経理部長兼関連事業部長
取 締 役	稲 田 博 久	船舶部長
取 締 役	栗 林 広 行	第一営業部長
取 締 役	大 川 康 治	コーポレート・ドクター(株)代表取締役
監 査 役(常勤)	坂 上 隆	
監 査 役	廣 渡 鉄	弁護士 廣渡法律事務所所長
監 査 役	伊 藤 一 泰	

- (注) 1. 取締役大川康治氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 当社と大川康治氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定が認められるのは、同氏が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
3. 監査役坂上 隆氏、廣渡 鉄氏および伊藤一泰氏は社外監査役であります。
4. 監査役坂上 隆氏、伊藤一泰氏は長年金融業務を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役廣渡 鉄氏は弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また、弁護士として高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有するものであります。なお、同氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

## ①当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

(単位：千円)

取締役		監査役		計		摘要
支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
10人	140,970	3人	18,244	13人	159,214	(注)

- (注) 1. 上記の他に、使用人兼務取締役の使用人給与相当額38,628千円があります。  
 2. 上記のうち、社外役員(4人)の報酬等の総額は25,868千円であります。  
 3. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金12,436千円を含んでおりません。

②当事業年度において取締役および監査役が受けた退職慰労金の額  
該当事項はありません。

## (3) 社外役員に関する事項

取締役 大川 康治

事業年度における活動状況

## ①重要な兼職先と当社との関係

取締役大川康治氏は、コーポレート・ドクター(株)の代表取締役を兼務しております。なお、当社とコーポレート・ドクター(株)の間には特別の利害関係はありません。

## ②事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会16回のすべてに出席し、企業経営・企業会計分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

監査役 坂上 隆

事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会16回のすべて、監査役会20回のすべてに出席し、企業経営・企業会計分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

監査役 廣渡 鉄

## ①重要な兼職先と当社との関係

監査役廣渡 鉄氏は、廣渡法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社と廣渡法律事務所の間には特別の利害関係はありません。

## ②事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会16回の内15回、監査役会20回のすべてに出席し、弁護士としての高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

監査役 伊藤 一泰

## 事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会16回のすべて、監査役会20回のすべてに出席し、企業経営・企業会計分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

## (4) 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

社外監査役 8,760千円

# 5. 会計監査人の状況

## (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

## (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

	支払額
公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	34,500千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	34,500千円

- (注) 1. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1)当社は、法令遵守を最重要課題と位置づけており、コンプライアンスマニュアルを作成し、法令等遵守方針、企業倫理方針を定め取締役ならびに従業員に周知しております。
- 2)コンプライアンスマニュアルに、コンプライアンス委員会の組織を明示し、取締役ならびに従業員の法令遵守のための体制構築を図っております。
- 3)法令等遵守体制の有効性について内部監査部門によるチェックを実施し、内部統制システムの構築に努めております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書等については、文書管理規程により、適正な保存および管理を行っております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)コンプライアンス委員会規程にコンプライアンス委員会の組織および内部監査規程に内部監査部門による内部監査の実施が明示され、リスク管理体制の構築を図っております。
- 2)安全および環境保護の方針に人命と船舶の安全、海洋環境および財産の保全を基本方針とすることを明示しております。
- 3)安全管理規程に安全管理の組織が明示され、不測の事態には運航基準、事故処理基準等により適切に対応する体制となっており、再発防止等の対策をとることを明示しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)取締役は取締役会規程および取締役会細則に定める職務権限および決議事項に従い、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制となっております。

- 2)取締役会は、法令および定款・社内規程で定められた事項ならびに経営上の重要事項について、毎月1回定期開催される取締役会、必要に応じて開催される臨時取締役会で決議しております。
- ⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 1)コンプライアンスマニュアルに法令遵守方針、企業倫理方針を明示し、社内イントラネットに掲示し従業員に周知しております。
  - 2)コンプライアンスマニュアルに従業員の法令・規定違反等の報告体制として、内部通報相談窓口の設置を明示し、内部通報規程による内部通報制度を構築しております。
  - 3)従業員の法令違反等が明らかになった場合は、コンプライアンス委員会が違法行為等を是正するための措置を講じるとともに、取締役会へ報告し必要があれば懲罰等の措置をとる体制となっております。
- ⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
関係会社管理規程にグループ各社の経営状況、経営計画、営業上重要な事項等当社へ報告すべき事項を明示しております。
  - 2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
イ)当社グループ各社は、コンプライアンス委員会規程においてコンプライアンス委員会の組織を明示し、各社でコンプライアンスに関する業務を取扱い、必要があれば当社のコンプライアンス委員会へ報告する体制となっております。  
ロ)内部監査規程にグループ各社のリスク管理の有効性について、当社の内部監査部門による定期的な内部監査によりモニタリングを実施することが明示されております。
  - 3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社グループ各社は、社内規程において明確にした職務分掌、職務権限に基づいて業務を行う体制としており、取締役等は職務の重要度に応じて規程に明示されている決裁基準に従って職務を執行する体制となっております。
  - 4)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
イ)当社作成のコンプライアンスマニュアルをグループ各社に配布し、取締役ならびに従業員に法令遵守方針および企業倫理方針を周知しております。  
ロ)内部通報規程により、当社グループ共通の内部通報制度を構築しております。  
ハ)内部監査規程に、当社の内部監査部門がグループ会社の内部監査を定期的を実施することが明示されております。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する

る事項

- 1)内部監査規程に監査役は内部監査部門の従業員に必要な調査等を指示できることが明示されております。
  - 2)監査役は必要に応じ内部監査部門が実施する内部監査の報告を求めることができる体制となっております。
- ⑧監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1)内部監査部門の組織変更および従業員の選任に関しては監査役の同意が必要であることが内部監査規程に明示しております。
  - 2)内部監査部門の従業員が監査役の指示による調査等を行う場合は定期的な内部監査によらず随時実施することが明示されております。
- ⑨当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1)監査役は必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門の従業員その他の者から報告を受けることができることが監査役会規程に明示されております。
  - 2)監査役会は法令に定める事項のほか、取締役が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受ける体制となっております。
  - 3)監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題等について意見交換を行うよう努めております。
- ⑩子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- 1)関係会社管理規程に監査役はグループ会社から必要な報告を求め、さらに必要と認めた場合は業務および財産の調査をすることが明示されております。
  - 2)当社およびグループ会社共通の内部通報規程が整備され、内部通報があった場合には必要があれば監査役が出席するコンプライアンス委員会で対処することが明示されております。
- ⑪監査役へ報告した者が当該報告をしたことにより不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 内部通報はコンプライアンス委員会へ報告され通報した者に不利益な扱いをしてはならないことが明示されており、監査役への報告についても同様な取扱いをする体制とします。
- ⑫監査役職務の執行の費用の支払いの方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1)グループ各社共通の監査役監査規程に職務執行のため必要と認める費用を会社に請求す

ることができることが明示されており、当社においてもこれを準用することとします。

2) 監査役は取締役会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席すると共に、議事録、稟議書等業務執行に関する重要な文書を閲覧し必要に応じて取締役、内部監査部門の従業員からの報告を受け連携できる体制となっております。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

1) 適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程等の経理関係規程を整備しております。

2) 財務報告に係る内部統制の有効性チェックのため、内部監査部門による内部監査を定期的実施し、必要があれば是正、改善の対策を実施する体制となっております。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

反社会的勢力排除のための体制

1) コンプライアンスマニュアルに、反社会的勢力への対抗を明示し当社およびグループ各社の取締役ならびに従業員に周知し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して会社組織として一切の関係を遮断する体制としております。

2) 警察当局、関係団体等と十分に連携し、反社会的勢力および団体に関する情報を収集するとともに組織的な対応が可能となるような体制としております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 内部統制システム

当社では内部統制の基本方針およびコンプライアンス委員会規程に、当社およびグループ各社のコンプライアンス委員会の設置が明示され、定期的に委員会が開催されております。また、常勤監査役が出席して定期的に開催される内部統制委員会では、内部監査部門からの報告および法令・社内規程等の遵守状況が審議され、必要な対応がとられております。

② 取締役の職務執行

当社は取締役会規程に基づき、毎月一回の取締役会が開催され、法令、定款または社内規程に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行っております。

取締役会には、社外取締役および社外監査役も出席し、職務執行状況の監督をしております。

③ 内部監査

当社では、内部監査規程に基づき内部監査部門が設置されております。内部監査部門は内部統制委員会で承認された、年度監査計画に基づいて外部監査人および常勤監査役と連携して当社およびグループ会社の内部監査を実施しております。

内部監査の結果は社長、内部統制委員会および監査役へ適宜報告されております。

④当社グループ会社の管理

連結子会社の月次の経営概況、中長期の経営計画等は関係会社管理規程に基づき当社担当部門に報告されております。

また、当社内部監査部門はグループ会社の内部監査部門と連携して定期的に内部監査を実施し、監査結果は、当社関係者の他、当該子会社の担当部門長へ報告されております。

⑤監査役職務執行および監査の実効性の確保

監査役は監査役会規程に基づく取締役会への出席の他、コンプライアンス委員会および内部統制委員会の他、当社の重要な会議に出席し、必要があれば意見を述べております。

また、監査役監査については、当社内部監査部門および外部監査人と連携し、当社およびグループ会社の監査を実施するとともに、グループ会社監査役との意見交換等が行われております。

# 連結貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>18,657,990</b>	<b>流動負債</b>	<b>17,033,772</b>
現金及び預金	8,134,810	支払手形及び買掛金	6,582,935
受取手形及び売掛金	9,687,678	短期借入金	4,721,481
商品及び製品	48,263	1年以内返済予定長期借入金	2,405,042
原材料及び貯蔵品	238,914	1年以内支払予定長期未払金	428,436
未収入金	109,193	1年以内償還予定社債	623,160
その他流動資産	439,682	リース債務	219,282
貸倒引当金	△552	未払法人税等	529,114
<b>固定資産</b>	<b>38,252,062</b>	賞与引当金	420,770
<b>有形固定資産</b>	<b>25,546,488</b>	その他流動負債	1,103,548
船	5,615,453	<b>固定負債</b>	<b>18,449,076</b>
建物及び構築物	5,782,114	社債	1,135,040
機械装置及び運搬具	1,233,296	長期借入金	7,841,454
土地	10,161,441	長期未払金	3,695,789
リース資産	736,176	リース債務	611,054
建設仮勘定	1,654,544	繰延税金負債	1,735,913
その他有形固定資産	363,460	役員退職慰労引当金	753,386
<b>無形固定資産</b>	<b>1,261,598</b>	退職給付に係る負債	2,123,328
借地権	1,033,258	負ののれん	358,588
ソフトウェア	32,633	その他固定負債	194,519
のれん	144,752	<b>負債合計</b>	<b>35,482,848</b>
その他無形固定資産	50,954	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,443,975</b>	<b>株主資本</b>	<b>15,046,028</b>
投資有価証券	10,110,081	資本金	1,215,035
長期貸付金	1,382	資本剰余金	946,704
繰延税金資産	435,530	利益剰余金	12,926,312
保険積立金	535,310	自己株式	△42,023
その他投資資金	397,016	その他の包括利益累計額	3,182,874
貸倒引当金	△35,345	その他有価証券評価差額金	3,183,556
<b>繰延資産</b>	<b>25,173</b>	繰延ヘッジ損益	△681
社債発行費	25,173	非支配株主持分	3,223,474
<b>資産合計</b>	<b>56,935,226</b>	<b>純資産合計</b>	<b>21,452,378</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>56,935,226</b>

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自平成30年4月1日  
至平成31年3月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		47,588,160
原価			39,249,967
売上総利益			8,338,193
販売費及び一般管理費			6,613,298
営業利益			1,724,894
営業外収入			
受取利息	息	520	
受取配当金	当金	245,445	
受取入金	入	25,726	
受取償却額	却額	81,089	
受取投資利益	投資利益	30,964	
受取保険金	保険金	67,938	
受取営業外収入	営業外収入	104,188	555,873
営業外費用			
支払利息	利息	235,788	
支払営業外費用	営業外費用	118,627	354,415
経常利益			1,926,352
特別利益			
固定資産処分益	処分益	12,666	
保険解約返戻金	戻金	598	
補助金収入	収入	445,191	
その他特別利益	特別利益	10,800	469,257
特別損失			
固定資産処分損失	処分損失	1,144	
その他特別損失	特別損失	688	1,833
税金等調整前当期純利益			2,393,776
法人税、住民税及び事業税			684,290
法人税等調整額			△62,731
当期純利益			1,772,218
非支配株主に帰属する当期純利益			134,459
親会社株主に帰属する当期純利益			1,637,758

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成30年 4月 1日)  
(至 平成31年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成30年4月1日残高	1,215,035	946,704	11,364,082	△41,351	13,484,469
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△75,528		△75,528
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,637,758		1,637,758
自己株式の取得				△671	△671
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	-	-	1,562,230	△671	1,561,558
平成31年3月31日残高	1,215,035	946,704	12,926,312	△42,023	15,046,028

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価 証券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	その他の包括 利益累計額合計		
平成30年4月1日残高	3,793,191	△1,196	3,791,995	3,154,353	20,430,819
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△75,528
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,637,758
自己株式の取得					△671
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△609,634	514	△609,120	69,120	△539,999
連結会計年度中の 変動額合計	△609,634	514	△609,120	69,120	1,021,559
平成31年3月31日残高	3,183,556	△681	3,182,874	3,223,474	21,452,378

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数	13社
主要な連結子会社の名称	栗林運輸株式会社 三陸運輸株式会社 栗林物流システム株式会社 共栄運輸株式会社 株式会社登別グランドホテル

##### ② 主要な非連結子会社の状況

非連結子会社の数	6社
主要な非連結子会社の名称	港隆運輸株式会社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社はいずれも小規模であり合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社の数	－社
持分法適用関連会社の数	1社
	函館ポートサービス株式会社

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の数	6社
持分法を適用していない関連会社の数	1社
主要な会社等の名称	港隆運輸株式会社
持分法を適用していない理由	各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類におよぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## 2. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

#### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

#### ②たな卸資産

先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

#### ①有形固定資産 (リース資産を除く)

船 舶 主として定額法を採用しております。

そ の 他 主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備を除く) ならびに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物、ホテル業を営む連結子会社の有形固定資産については定額法を採用しております。

#### ②無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費 社債償還期間にわたり定額法を採用しております。

### (4) 重要な引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## ③役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支出に備えるため、主として役員退職慰労金に関する規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

## (5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (6) 重要なヘッジ会計の方法

### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

### ③ヘッジ方針

金利スワップ取引については、借入金の金利上昇リスクのヘッジを目的とし、実需に伴う取引に限定し実施しております。

### ④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が相違するものについては、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。

また殆どのものはヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時およびその後も継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することが出来るため、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であることを確認することにより、有効性の判定に代えております。

## (7) のれんの償却方法および償却期間

のれんは、20年間の定額法により償却しております。なお、平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては、20年間の定額法により償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ①海運業にかかわる収益は主として積切出帆時をもって計上し、それに対応する費用を計上しております。
- ②消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

### 3. 表示方法の変更

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

### 4. 連結貸借対照表注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	49,851,583千円
(2) 担保に供している資産	
船    船	611,014千円
建物及び構築物	3,647,640千円
土    地	3,095,255千円
投資有価証券	5,749,936千円
計	<hr/> 13,103,845千円
担保付債務	
短期借入金	630,000千円
1年以内返済予定長期借入金	1,693,951千円
長期借入金	6,137,342千円
計	<hr/> 8,461,293千円
(3) 保証債務	
非連結子会社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。	
函館丸和港運株式会社	10,500千円
大和陸運株式会社	27,000千円

## 5. 連結株主資本等変動計算書注記

### (1) 発行済株式の種類および総数

普通株式

12,739,696株

### (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	75,528	6	平成30年3月31日	平成30年6月29日

### (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和元年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	151,043	12	平成31年3月31日	令和元年6月28日

## 6. 金融商品注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外取引を行うにあたり生じる外貨建てのものについては為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債務の残高の範囲内にあるものが多いため、為替リスクのヘッジはしておりません。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債権の残高の範囲内にあるものが多いため、為替リスクはヘッジしておりません。

借入金および社債は、設備投資・運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、借

入期日および社債償還日は最長で決算日後15年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で利用している金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「2. 会計方針に関する事項(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

### ③金融商品に係るリスク管理体制

#### 1)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権および貸付金について各事業部門が主要取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を信用度の高い金融機関を取引相手としており、信用リスクはほとんどないと認識しております。

#### 2)市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、資金担当部門が稟議規程に従い、稟議決裁を経て行っております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

#### 3)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、コミットメントラインの活用など資金調達の多様化、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### 4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,134,810	8,134,810	—
(2) 受取手形及び売掛金 (*1)	9,687,126	9,687,126	—
(3) 投資有価証券	9,609,999	9,609,999	—
資産計	27,431,936	27,431,936	—
(1) 支払手形及び買掛金	6,582,935	6,582,935	—
(2) 短期借入金	4,721,481	4,721,481	—
(3) 社債 (*2)	1,758,200	1,785,693	27,493
(4) 長期借入金 (*2)	10,246,496	10,284,933	38,436
(5) 長期未払金 (*2)	4,124,226	4,351,145	226,919
負債計	27,433,340	27,726,189	292,849
デリバティブ取引 (*3)	(982)	(982)	—

(\*1) 貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 社債・長期借入金および長期未払金には1年内の返済予定分を含んでおります。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価は、株式等は取引所の価格によっております。

## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 社債  
これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (4) 長期借入金、(5) 長期末払金  
これらの時価は、元利金の合計額を当該借入金、未払金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

- 取引先金融機関から提示された価額に基づき算定しています。
- 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	500,081

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,114,074	—	—	—
受取手形及び売掛金	9,687,126	—	—	—
債券	—	60,012	—	—
合計	17,801,200	60,012	—	—

(注4) 社債、長期借入金および長期未払金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	623,160	375,040	84,000	56,000	220,000	400,000
長期借入金	2,405,042	2,054,185	1,878,505	1,588,709	666,727	1,653,325
長期未払金	428,436	345,294	345,294	345,294	345,294	2,314,610
合計	3,456,638	2,774,519	2,307,800	1,990,004	1,232,022	4,367,936

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、東京都・北海道その他の地域において、賃貸用の店舗ビル・倉庫等を有しております。平成31年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は321,168千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は次の通りであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末残高	
2,341,482	87,440	2,428,922	5,235,760

(注) 1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2.当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいて算定した金額であります。ただし、直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

## 8. 1株当たり情報注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,448円24銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 130円11銭

## 9. 重要な後発事象注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>5,643,105</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,881,759</b>
現金及び預金	1,633,978	海運業未払金	2,138,156
受取手形	29,729	短期借入金	2,600,000
海運業未収	3,798,868	1年以内返済予定長期借入金	1,275,289
貯蔵品	114,328	1年以内償還予定社債	415,000
未収入金	23,655	リース債務	102,940
その他流動資産	42,569	未払金	28,744
貸倒引当金	△25	未払費用	61,997
<b>固定資産</b>	<b>17,059,268</b>	未払法人税等	104,810
<b>有形固定資産</b>	<b>5,054,081</b>	賞与引当金	22,902
船舶	704,008	その他流動負債	131,918
建物	310,506	<b>固定負債</b>	<b>6,946,139</b>
構築物	943	社債	520,000
車輜及び運搬具	147,099	長期借入金	4,408,851
工具器具備品	105,099	リース債務	331,545
土地	2,132,622	繰延税金負債	1,168,137
建設仮勘定	1,261,069	退職給付引当金	153,476
リース資産	392,731	役員退職慰労引当金	353,279
<b>無形固定資産</b>	<b>21,378</b>	その他固定負債	10,849
借地権	4,870	<b>負債合計</b>	<b>13,827,898</b>
その他無形固定資産	16,508	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,983,808</b>	<b>株主資本</b>	<b>6,165,970</b>
投資有価証券	8,068,963	資本金	1,215,035
関係会社株	1,589,072	資本剰余金	740,021
長期貸付金	2,731,022	資本準備金	740,021
会員権	14,920	<b>利益剰余金</b>	<b>4,252,936</b>
保険積立	253,688	利益準備金	235,800
差入保証金	126,097	その他利益剰余金	4,017,136
その他投資	15,220	圧縮記帳積立金	120,659
貸倒引当金	△815,176	別途積立金	1,665,000
<b>繰延資産</b>	<b>12,904</b>	繰越利益剰余金	2,231,477
社債発行費	12,904	<b>自己株式</b>	<b>△42,023</b>
		評価・換算差額等	2,721,409
		その他有価証券評価差額金	2,722,091
		<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>△681</b>
<b>資産合計</b>	<b>22,715,278</b>	<b>純資産合計</b>	<b>8,887,379</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>22,715,278</b>

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自平成30年4月1日  
至平成31年3月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
海運業	収益		17,865,550
運船借海	航業	7,886,667	
	船業	1,364,580	
	利	7,040,614	16,291,862
その他	事業		<b>1,573,687</b>
その他	事業		103,909
その他	事業		36,781
その他	事業		67,127
営業	総利		1,640,815
一般	管理		991,610
営業	利益		<b>649,205</b>
営業	外収		
受取	配当	46,392	
受取	他業	241,595	
受取	他業	3,006	
受取	他業	26,916	317,911
営業	外費		
支ア社	払メ	71,765	
社賃	ンジ	48,000	
貸倒	債発	10,350	
引当	行費	12,480	
金の	業	65,000	
繰外	費	19,905	227,502
経常	利益		<b>739,614</b>
特別	利益		
補固	助金	44,615	
その	定の	37	
特別	資他	468	45,120
関係	会社		
その他	株式	13,343	
特別	損別	133	13,476
税引前	当期純		<b>771,257</b>
法人税	住民税		253,284
法人税	等調整		7,329
当期	純利益		<b>510,643</b>

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成30年 4月 1日)  
(至 平成31年 3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
				圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成30年4月1日残高	1,215,035	740,021	740,021	235,800	121,227	1,665,000	1,795,794	3,817,821	△41,351	5,731,526
事業年度中の変動額										
圧縮記帳積立金の取崩					△567		567			-
剰余金の配当							△75,528	△75,528		△75,528
当期純利益							510,643	510,643		510,643
自己株式の取得									△671	△671
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△567	-	435,682	435,115	△671	434,443
平成31年3月31日残高	1,215,035	740,021	740,021	235,800	120,659	1,665,000	2,231,477	4,252,936	△42,023	6,165,970

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成30年4月1日残高	3,165,225	△1,196	3,164,029	8,895,555
事業年度中の変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				-
剰余金の配当				△75,528
当期純利益				510,643
自己株式の取得				△671
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△443,133	514	△442,619	△442,619
事業年度中の変動額合計	△443,133	514	△442,619	△8,175
平成31年3月31日残高	2,722,091	△681	2,721,409	8,887,379

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

##### ①子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ②その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産 (リース資産を除く)

船 舶 定額法を採用しております。

そ の 他 主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) ならびに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

##### ②無形固定資産 (リース資産を除く)

ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 繰延資産の処理方法

社債発行費 社債償還期間にわたる定額法

## (5) 引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付にかかる期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ④役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

## (6) その他重要な会計処理

①海運業収益は積切出帆時をもって計上し、それに対応する海運業費用を計上しております。

### ②ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件をみたす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

③ 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

### 3. 貸借対照表注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権		745,114千円	
関係会社に対する短期金銭債務		674,236千円	
関係会社に対する長期金銭債権		2,730,000千円	
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		11,683,469千円	
(3) 担保に供している資産	建	物	301,473千円
	土	地	831,431千円
	投資有価証券		5,749,936千円
		計	6,882,841千円
担保付債務	1年以内返済予定		
	長期借入金		1,066,579千円
	長期借入金		3,996,921千円
		計	5,063,500千円
(4) 保証債務			
金融機関からの借入等に対する債務保証	(株)登別グランドホテル		2,789,119千円
	共栄運輸(株)		1,851,501千円
	栗林物流システム(株)		913,939千円
	(株)セブン		239,292千円
	栗林マリタイム(株)		2,846,698千円
		計	8,640,550千円

### 4. 損益計算書注記

関係会社との取引高	海運業収益	4,031,575千円
	海運業費用	8,040,542千円
	その他事業収益	102,589千円
	営業取引以外の取引高	81,854千円

## 5. 株主資本等変動計算書注記

(1) 発行済株式の種類および総数	
普通株式	12,739,696株
(2) 自己株式の種類および総数	
普通株式	152,771株

## 6. 税効果会計注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)	
退職給付引当金	46,994千円
役員退職慰労引当金	108,174千円
賞与引当金	7,012千円
投資有価証券評価損	15,565千円
関係会社株式評価損	841,811千円
会員権評価損	18,908千円
未払事業税	7,786千円
貸倒引当金 (固定)	249,607千円
その他	40,885千円
繰延税金資産 小計	1,336,746千円
評価性引当額	△1,250,270千円
繰延税金資産 合計	86,475千円
(繰延税金負債)	
圧縮記帳積立金	53,251千円
その他有価証券評価差額金	1,201,361千円
繰延税金負債 合計	1,254,612千円
繰延税金負債の純額	1,168,137千円

## 7. 関連当事者との取引注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	共栄運輸株式会社	所有 直接 60.3% 間接 4.3%	債務保証	債務保証	1,851,501	-	-
				保証料の受取(注1)	1,002	-	-
	栗林物流システム株式会社	所有 直接 100.0%	借船関係取引 資金の貸付 債務保証	借船関係取引(注4)	1,426,466	海運業未払金	114,455
				資金の貸付	-	長期貸付金	1,680,000
				利息の受取(注3)	26,681	-	-
				債務保証	913,939	-	-
	株式会社登別グランドホテル	所有 直接 83.7% 間接 6.2%	資金の貸付 債務保証	資金の貸付	-	長期貸付金	1,050,000
				利息の受取(注3)	15,487	-	-
	株式会社セブン	所有 直接 100.0%	債務保証	債務保証	239,292	-	-
				保証料の受取(注1)	130	-	-
株式会社ケイセブン	所有 直接 25.6% 間接 25.6%	燃料油等購入及び修理作業	燃料油等購入および修理作業(注2)	2,630,709	海運業未払金	244,944	
栗林運輸株式会社	所有 直接 73.8% 間接 0.2%	港湾運送作業 集荷代理店業務	港湾運送作業(注4)	2,653,963	海運業未収金	284,901	
			集荷代理店業務(注4)	1,703,799	海運業未払金	164,020	
大和運輸株式会社	所有 直接 28.4% 間接 36.3%	港湾運送作業 債務保証	港湾運送作業(注4)	1,086,485	海運業未収金	382,945	
			債務保証	-	-	-	
栗林マリタイム株式会社	所有 直接 100%	借船関係取引 債務保証	借船関係取引(注4)	917,487	-	-	
			債務保証	2,846,698	-	-	
			保証料の受取(注1)	1,486	-	-	

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は銀行借入等に対して債務保証を行っており、保証料を受領しております。  
 2. 市場価格を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。  
 3. 資金の貸付等については、原則市場金利等を勘案し、金利等を合理的に決定しております。  
 4. 市場価格、総原価を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。

## 8. 1株当たり情報注記

(1) 1株当たり純資産額

706円08銭

(2) 1株当たり当期純利益

40円57銭

## 9. 重要な後発事象注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和元年5月20日

栗林商船株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福田 慶久 ㊦  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小野原 徳郎 ㊦  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、栗林商船株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、栗林商船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

独立監査人の監査報告書

令和元年5月20日

栗林商船株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福田 慶久 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小野原 徳郎 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、栗林商船株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第146期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を、会計監査人EY新日本有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和元年5月20日

栗林商船株式会社 監査役会

監査役(常勤) 坂上 隆 ㊟  
監査役 廣渡 鉄 ㊟  
監査役 伊藤 一 泰 ㊟

(注) 監査役坂上 隆、廣渡 鉄および伊藤一泰は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

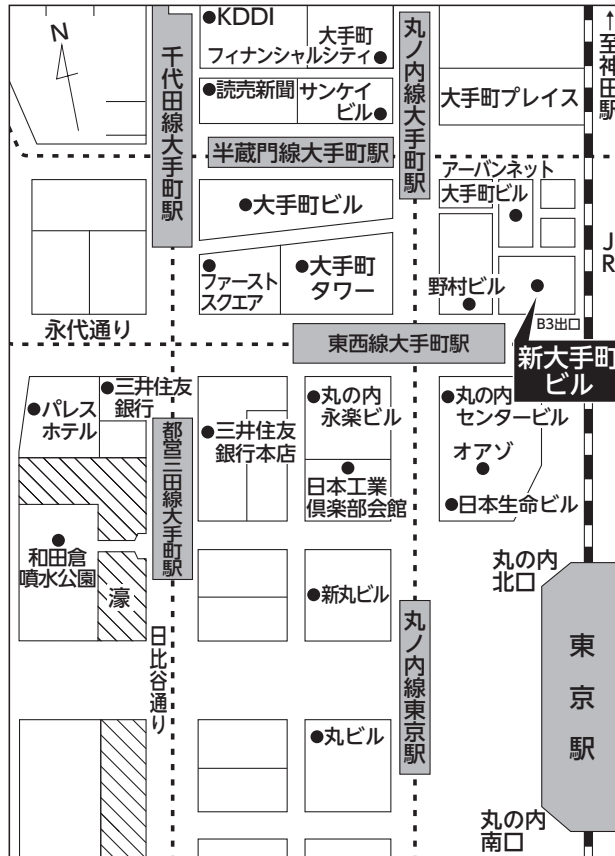
以 上

# 第146回定時株主総会会場ご案内略図

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

新大手町ビルディング 3階341区 当社会議室

電話 (03) 5203-7981 (代表)



J R 東京駅 丸の内北口より徒歩5分  
東京メトロ 丸の内線・東西線・半蔵門線・千代田線・都営三田線  
大手町駅 B3出口直結/A5出口より徒歩2分

栗林商船株式会社  
<https://www.kuribayashishosen.com>

この株主総会招集ご通知の内容は、上記ホームページ上でもご覧になれます。



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に  
基づき、より多くの人へ適切に情報を伝え  
られるよう配慮した見やすいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。